

ペットと同行避難するにあたって (避難所運営者用)

災害発生時やそのおそれがある時は、身の危険が差し迫った状況で、避難者がペットの同行を理由に避難所への入場を断られたり、来場をためらうようなことは避けなければなりません。

避難所を設置する市町は、ペット同行避難者が来ることを想定して対策を立てる必要があります。



ポイント1

避難所の受け入れ体制等

- (1) 避難場所は、真夏又は真冬の気候等も想定し、ペットの体調に配慮した環境整備を検討すること。
- (2) 受付における事故防止のため、一般の避難者用受付窓口とは別にペット同行避難者専用受付窓口を設置するよう努めること。
- (3) 避難所にペットを受け入れる際には、ペット同行避難者と常時連絡が取れるよう名簿を作成し、ペットの個体識別を行うとともに、できるだけ人とペットの収容場所を区分するよう努めること。



- (4) 動物アレルギーを持った人や動物が苦手な人への配慮のため、避難所内での移動で動物と接点がないよう動線の分離などの対策を行うよう努めること。
- (5) 飼主及び飼主の家族に対して名札を配布するなど、ペットの収容場所に立ち入ることができる範囲を検討し、ペットの収容場所を関係者以外は立入禁止とするよう努めること。

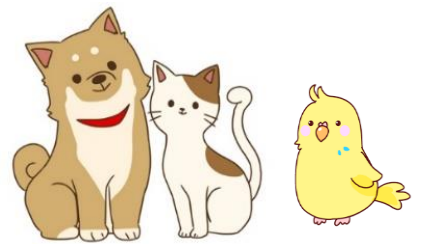
- (6) ペットの収容場所は、ペットのストレスを軽減するため、シートで覆うなど外部から見えないよう努めること。
- (7) 犬猫について雌雄を分けて収容するなど、施設内における繁殖を制限するよう努めること。
- (8) 避難所の状況により、動物の飼養場所が確保できない場合は、飼養場所がある避難所の案内等を示すよう努めること。

ポイント2

受け入れ可能なペット等

(1) 受け入れ可能なペット及び数を事前に示し、市民に周知すること。

(例：犬や猫などの小型の哺乳類（〇頭）と鳥類（〇羽）)



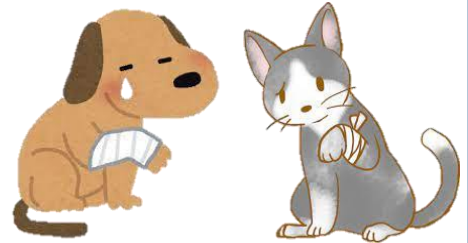
(2) 受け入れるペットの条件を事前に示し、市民に周知すること。

(例：キャリーバッグ等に収容していること。ワクチン接種を行っていること。迷子札等の装着又はマイクロチップの挿入していることなど)



(3) 市町に未登録、狂犬病予防注射未実施の犬を探知した場合は、市町への登録、狂犬病予防注射の実施を指導すること。

(4) 明らかに負傷しているペットを見かけた場合は、獣医師の診断を受けるよう助言すること。



なお、次の動物について受入れを断ることができる。

- ① 第一種動物取扱業の登録業者が飼養又は保管している動物
- ② 特定動物
- ③ その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受入れが困難な動物

ポイント3

避難所における遵守事項

(1) 飼主に対して運営者の指示に従うよう指導すること。

(2) 飼主以外には馴れていないペットもいることから、避難者に対して不用意にペットと接触することが無いように指導すること。

(3) 飼主に対し咬みつきの防止など適正な飼養方法について指導すること。

万が一、咬傷事故が発生した場合は、被害者の応急手当を行うとともに、再発防止を図り、保健所に事故発生届の届出を行うこと。

(4) 感染症発生を予防するため、飼主に対してペットに付着したノミ・ダニの駆除及び排泄物の適正処理など衛生管理について指導すること。

(5) 飼主との情報共有に努めること。

